

機械器具(22) 検眼用器具
一般医療機器
細隙灯顕微鏡 JMDN コード 35148000
スリットランプ S L - D 4 Z

【警告】

本体を操作する際は、本体が被検者の目、鼻に当たらないように注意すること。
[被検者が負傷する恐れがあります]

【形状・構造及び原理等】

1. 構成

本品は、以下のユニットにより構成される。

- (1) 顕微鏡部
- (2) 照明部
- (3) 架台部
- (4) あご受け部
- (5) テーブル部
- (6) 電源部

2. 体に接触する部分の組成

額当て : ポリアミド樹脂
あご受け: ポリアミド樹脂

3. 電氣的定格

電源電圧: 交流 100V
周波数 : 50-60Hz
電源入力: 160VA

4. 機器の分類

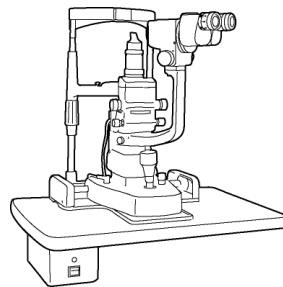
電撃に対する保護の形式: クラス I 機器
電撃に対する保護の程度: B 形装着部

5. 寸法及び質量

寸法: 550 mm(W) × 399 mm(D) × 558 mm(H)
質量: 17.5 kg

6. 作動原理

照明光学系より発光した照明光により観察部位を照明し、
双眼実体顕微鏡により拡大観察する。



詳細は「取扱説明書」の「各部の名称」及び「仕様・性能」を参照のこと。

【使用目的、効能又は効果】

眼球等の観察、検査及び撮影に用いる。

【品目仕様等】

顕微鏡部

型式 : ガリレオタイプ 内方視接眼鏡
変倍形式 : 手動ズーム式連続変倍
変倍表示 : 10, 16, 25 (各変倍表示でクリック有り)
総合倍率(実視野): 6.35 ~ 31.75 (φ35.2 ~ φ7mm)
接眼鏡: 接眼倍率 : 12.5倍
視度調節範囲: -5 D ~ +5 D
接眼鏡 : 眼幅調節 : 55 ~ 78 mm

照明部

照明野:
スリット幅 : 0 ~ 14 mm 連続変換
(14 mm 時円形となる)
スリット長さ: 1 ~ 14 mm 連続変換
(14 mm 時円形となる)
絞り径 : φ14, 10, 5, 1, 0.3 mm
スリット方向
垂直から水平まで連続変換
横振り可能
フィルター : ブルーフィルター、無赤色フィルター、
色温度変換フィルター、
UV カットフィルター常用、
IR カットフィルター常用、

照明電球: 6 V 20 W ハロゲンランプ

架台部

前後移動量 : 90 mm
左右移動量 : 100 mm
上下移動量 : 30 mm
前後左右微動量: 12 mm

あご受け部

あご受け上下移動量: 80 mm

【操作方法又は使用方法等】

1. 電源コードを接続します。
2. 電源スイッチを ON にします。
3. 視度調節と眼幅調節を行います。
4. 被検者をあご受け部に固定します。
5. 顕微鏡部を操作し観察倍率を設定します。
6. 架台を操作して焦点を合わせ被検眼を観察します。
7. 照明部を操作し照明条件の設定・変更をします。
8. 電源スイッチを OFF にします。

詳細は「取扱説明書」の「使うための準備」及び「使用中の操作」を参照のこと。

【使用上の注意】

基本的注意事項

本体部を操作する際は、可動部の間に注意すること。
[指をはさむ恐れがあります]

医用電気機器の使用上の注意事項

1. 取扱説明書を熟読し、熟練した者以外は機器を使用しないこと。
2. 機器を設置するときは次の事項に注意すること。
 - (1) 水のかからない場所に設置すること。
 - (2) 気圧、温度、湿度、風通し、日光、ほこり、塩分、イオウ分などを含んだ空気などにより悪影響の生ずる恐れのない場所に設置すること。
 - (3) 傾斜、振動、衝撃(運搬時を含む)など安全状態に注意すること。
 - (4) 化学薬品の保管場所やガスの発生する場所に設置しないこと。
 - (5) 電源の周波数と電圧及び許容電流値(又は消費電力)に注意すること。
 - (6) 電池電源の状態(放電状態、極性など)を確認すること。
 - (7) アースを正しく接続すること。
3. 機器を使用する前には次の事項に注意すること。
 - (1) スイッチの接触状況、極性、ダイヤル設定、メーター類などの点検を行ない、機器が正確に作動することを確認すること。
 - (2) アースが完全に接続されていることを確認すること。
 - (3) すべてのコードの接続が正確でかつ完全であることを確認すること。
 - (4) 機器の併用は正確な診断を誤らせたり、危険をおこす恐れがあるので、十分注意すること。
 - (5) 患者に直接接続する外部回路を再点検すること。
 - (6) 電池電源を確認すること。
4. 機器の使用中は次の事項に注意すること。
 - (1) 診断、治療に必要な時間・量をこえないように注意すること。
 - (2) 機器全般及び患者に異常のないことを絶えず監視すること。

取扱説明書を必ずご参照下さい

- (3) 機器及び患者に異常が発見された場合には、患者に安全な状態で機器の作動を止めるなど適切な措置を講ずること。
- (4) 機器に患者が触れることのないよう注意すること。
- 5. 機器の使用後は次の事項に注意すること。
 - (1) 定められた手順により操作スイッチ、ダイヤルなどを使用前の状態に戻したのち、電源を切ること。
 - (2) コード類のとりはずしに際してはコードを持って引抜くなど無理な力をかけないこと。
 - (3) 付属品、コード、導子などは清浄にしたのち、整理してまとめておくこと。
 - (4) 機器は次回の使用に支障のないよう必ず清浄にしておくこと。
- 6. 故障したときは勝手にいじらず適切な表示を行ない、修理は専門家にまかせること。
- 7. 機器は改造しないこと。

廃棄

装置を廃棄する場合は、廃棄、リサイクルに関する自治体の条例に従うこと。

その他「取扱説明書」の「安全に使うための表示」、「安全上のご注意」及び「医用電気機器の使用上の注意事項」を熟読し、遵守すること。

【貯蔵・保管方法及び使用期間等】

- 1. 設置環境条件（梱包なし）
 - 温度：10℃～40℃
 - 湿度：30%～75%（結露なきこと）
 - 気圧：700 hPa～1060 hPa
- 2. 保管場所については次の事項に注意すること。
 - (1) 水のかからない場所に保管すること。
 - (2) 気圧、温度、湿度、風通し、日光、ほこり、塩分イオンなどを含んだ空気などにより悪影響の生ずる恐れのない場所に保管すること。

- (3) 傾斜、振動、衝撃（運搬時を含む）など安定状態に注意すること。
 - (4) 化学薬品の保管場所やガスの発生する場所に保管しないこと。
- 3. 使用期限
正規の保守点検を行った場合に限り、納入されたときから8年（自己認証〔当社データ〕による）

【保守・点検に係る事項】

使用者による保守点検事項

- 1. 機器及び部品は必ず定期点検を行うこと。
- 2. しばらく使用しなかった機器を再使用するときには、使用前に必ず機器が正常かつ安全に作動することを確認すること。
- 3. 対物レンズに指紋や汚れがつかないように気をつけること。
- 4. 使用しないときは、ダストカバーを被せること。
- 5. 対物レンズが汚れたときは、「取扱説明書」の「レンズ、プリズムのクリーニング」に従い清掃すること。

詳細は「取扱説明書」の「はじめに」及び「管理と点検」を参照のこと。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】

製造販売業者

株式会社 トプコン

東京都板橋区蓮沼町75番1号

TEL 03-3558-2506

製造業者

株式会社 トプコン山形